

【申告期間】2月16日(水)～3月15日(火)

期限内に必ず所得の申告を 市県民税申告は郵送で、確定申告はパソコン・スマホで

令和3(2021)年分(令和3年1月1日～12月31日)所得の申告時期になりました。申告の対象は、所得税、市県民税、国民健康保険税です。所得の申告は、所得証明書の発行、介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定、福祉医療(乳児医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居の手続きなどにも必要です。申告がないと、これらに關係する諸証明の発行などができませんので、必ず期限内に申告をしてください。

また、感染拡大防止などのため、できる限りパソコン・スマホ(所得税のみ)や郵送で申告してください。

《問合せ》 税務課 ☎21-9045

市県民税・国民健康保険税の申告

▼申告の要否

(右下フローチャート参照)

▼申告の必要な方

令和4年1月1日現在、本市に住所があり、令和3年中に所得のあった次の方

- 給与・公的年金以外の所得がある方(営業・農業、不動産、配当、雑などの所得)
- 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
- 雑損控除・医療費控除・寄附金控除など各種控除の適用を受けようとする方

▼申告の不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、給与と公的年金等以外の所得がない方
- 収入が公的年金のみの方(ただし、源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要)

※国民健康保険加入世帯の方

低所得者軽減など国保税算定に必要なため、所得が無い場合でも申告が必要です。

▼申告書など必要書類の送付と入手方法

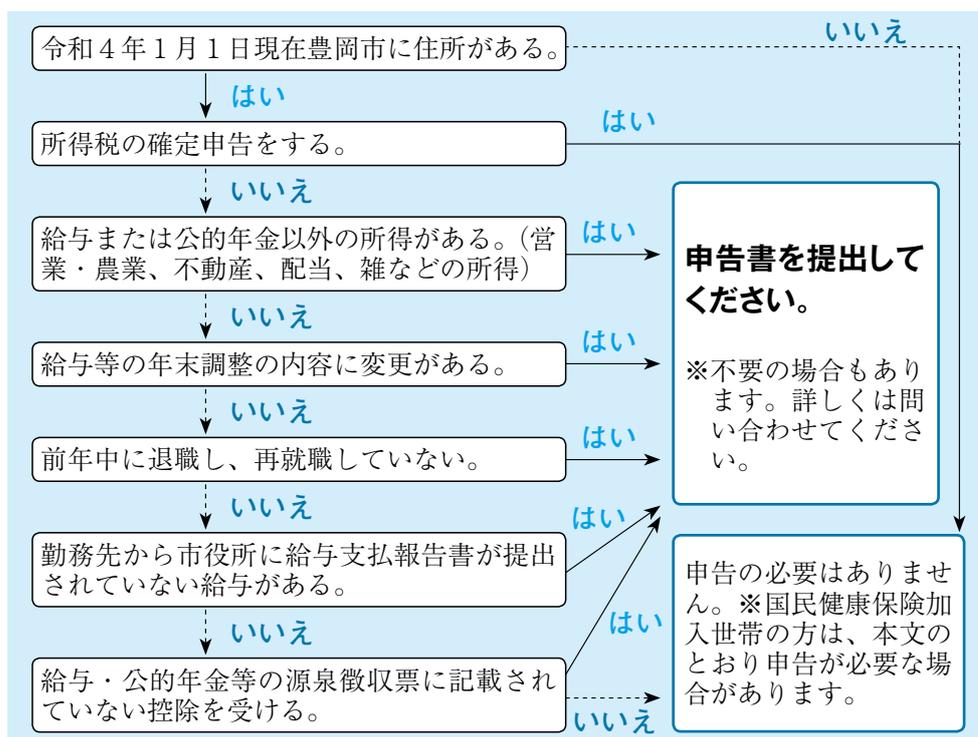
前年申告された方で今年も申告が必要と思われる方には、申告書などを1月下旬に郵送します。

申告書や医療費控除明細書などは、税務課および各振興局市民福祉課の窓口にて備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

▼給与所得以外の市県民税を自ら納付する場合の手続き

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、給与所得以外の所得分を普通

《申告要否フローチャート》



徴収(自身で納付)で納付した方は、確定申告書等への記載が必要です。

▲農業所得の土地改良費の取扱い
土地改良費は、賦課金が10万円以上の場合、賦課金に含まれているとして認められません。賦課金の控除額は次表のとおりです。収支計算をする際に、当該控

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

申告相談の日程・会場は次のとおりです。市でも所得税の申告を受け付けますが、感染拡大防止のため、所得税の申告は、できるだけ電子申告(e-Tax)を利用してください。



申告相談日程・会場

《土地改良区等の控除額》

地域	名称	控除額
豊岡	中郷土地改良区	10,000円
	新田東部土地改良区	10,000円
出石	見性寺土地改良総合整備事業(東)	7,423円

除額を土地改良費の必要経費として計上してください。
なお、この表にない土地改良区等の賦課金は、10アールあたり1万円未満のため、支払った賦課金額を必要経費として計上してください。

日程	会場	内容	受付時間	
2月16日(水)~ 3月15日(火) ※土日、祝日を除く	○豊岡税務署別館1階	所得税の確定申告	【受付】8:30~16:00 【相談】9:00~受付終了分	※人数制限あり
	○市役所本庁舎2階大会議室	市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の確定申告も一部可能)	【受付】8:30~15:00 【相談】8:30~12:00 13:00~16:00	
	○城崎・竹野・日高・出石・但東各庁舎			
次の所得税申告等は税務署会場で相談してください				
<ul style="list-style-type: none"> ○青色申告 ○事業規模の大きい方(所得金額がおおむね300万円超) ○土地、建物または株式等の譲渡所得 ○住宅借入金等特別控除(初年度)を受ける方 ○繰越損失、雑損控除 ○消費税、贈与税 				

▶申告相談に関する注意事項

- 相談者が減少傾向にあるため、市では、申告相談時間の短縮を行い、夜間・休日相談を廃止します。
- 帳簿の整理ができていない場合や必要書類が揃っていない場合、相談をお断りすることがあります。
- 令和2年分以降の医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書の添付だけでは受けられません。(医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります)

税務署から所得税申告に関するお知らせ

▶来場を検討している方へ

- 自宅からスマートフォン・パソコンでe-Taxによる申告を検討してください。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 整理券は税務署で当日発行。ラインでも事前発行しています。
- 相談受付時間は午後4時までですが、入場整理券の発行状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。
- 医療費控除を受けられる方は、医療を受けた方の名前、医療機関名ごとに、支払った1年間の金額をまとめた医療費の明細書を持参してください。
- 会場内に筆記用具は用意していませんので、ボールペンや計算器具等を持参してください。

▶e-Taxがさらに便利に

- ICカードリーダーライタなしでe-Taxパソコンの画面に表示された2次元コードをスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。
- スマホカメラで源泉徴収票(給与)を撮影することで金額などが自動入力できます。

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

市申告相談における新型コロナ対応

▶会場における対応

- マスクの着用、会場入口での検温と手指消毒
- 混雑時の入場制限や再来場のお願い
- 感染リスクを下げるために相談時間の短縮を営業・農業・不動産所得がある方は「収支内訳書」、医療費控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を事前に作成してお越しくください。作成していない場合は、出直していただくこともあります。

▶申告相談を遠慮いただく場合

- 次のいずれかに該当する場合は、来場を遠慮ください。
- 37.5度以上の発熱(平熱と比べて高熱)がある。
- 咳、倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害など感染が疑われる自覚症状がある。
- 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる。
- 過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴または当該在住者との濃厚接触がある。
- ※今後の感染拡大状況等により変更の可能性あり

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。